

(認可) 小規模保育事業所

五日市いちご保育園

ご利用のしおり



一般社団法人白鷺 NHC

五日市いちご保育園

〒731-5136

広島市佐伯区楽々園 2 丁目 1-34-3 階

TEL 082-921-7786

FAX 082-921-7787

保育理念（保育の基本となる考え方）

『一人ひとりが輝く理想の場所でありたい』

笑顔あふれる遊びと学びの場所、それが保育園で子ども一人ひとりが主人公です。保護者・地域・保育者みんなで成長の喜びを感じ笑顔あふれる保育園を目指します。決して戻ることのない乳幼児期は、人間の土台・根底となる大切な時期です。親からの愛情が一番不可欠で親でなければならない存在の大きさを思いながら、一人ひとりが輝き続けるために私たちは良い関係を築きながら保護者の子育てを支えています。

保育方針（保育における基本的な方向性）

- *家庭的な雰囲気を大切にし、保護者の子育てを支える
- *充実した保育実践に務め、子どもの成長を支援する

みんなの笑顔が見たいから、みんなに大きく育て欲しいから家庭的な雰囲気を大切にしながら子ども一人ひとりに応じた、基本的生活習慣の確立に向け家庭と連携を図りながら成長を手助けしていきたいと思っています。また、集団での活動を通し子ども自身が楽しみながら安全で充実した保育を実践することを方針としています。

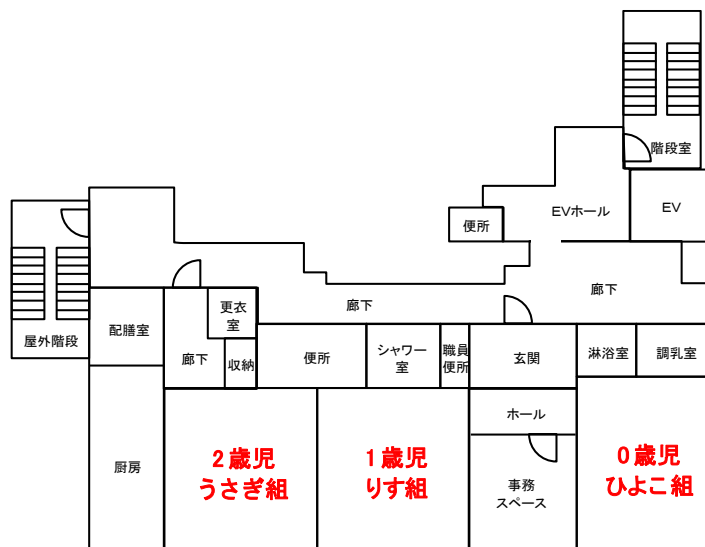
保育目標（こんな子どもになってほしい）

- ◎自分が大切にされているという安定した気持ち、友だちを大切にする子供を育てる
- ◎心身ともに健康な子どもを育てる
- ◎基本的生活習慣を身につける



【五日市いちご保育園の概要】

- 1 施設名 五日市いちご保育園
- 2 運営主体・代表者氏名 一般社団法人白鷺NHC 代表理事 川上 慶彰
管理者名・開設年月日 園長：森脇 住恵 2017年4月1日開園
- 3 定 員 19名（最大22名）
0歳児 6名 1歳児 6名 2歳児 7名
- 4 クラス編成 0歳児 ひよこ組 1歳児 りす組 2歳児 うさぎ組
- 5 職員構成 園長・主任保育士・保育士・栄養士・調理員・嘱託医
- 6 規 模 敷地面積 133.66㎡ 保育面積 71.05㎡
- 7 構 造 鉄筋コンクリート造6階建の3階
- 8 主要設備 乳児室・ほふく室・淋浴室・保育室・幼児用トイレ
シャワー室・調理室・淋浴室・医療室兼事務室 等



9 保育時間（原則として次の通りです）

通常保育時間	7：30～18：30
短時間保育	8：30～16：30

※突発延長は別途30分ごとに¥500加算され、翌日徴収いたします。

保育時間内に間に合わない場合は必ずご連絡をお願いいたします。

延長保育料の発生は、はいチーズシステム打刻時間とし、30分00秒からとなりますので、29分59秒までに打刻してください。

- 10 休日 日曜・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）
※その他災害・感染症など非常時には休園することがあります。

11 災害時避難場所

生活避難場所：楽々園公民館 楽々園五丁目8-32
広域避難場所：五日市南小 海老園三丁目18-1

12 嘱託医

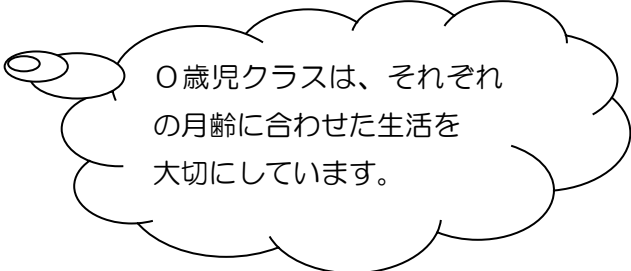
内 科：あわや内科クリニック 栗屋 浩一先生 廿日市市佐方4-4-13
歯 科：チャイルド歯科おとな・こども 山根 習先生 廿日市市新宮1-10-43

【駐車場について】

- ・送迎時に限り、当ビル1Fテナント入口前駐車スペース2台の利用が可能です。

保育園の生活＜1日の生活＞

※ひよこ組、りす組、うさぎ組 共通

時 間	子どもの活動	
7:30	・ 順次登園 ・ 検温 ・ 室内遊び	・ 視診、検温、家庭での様子を聞き、今日の健康状態を確認します。 ・ 自由に遊びます。
9:00	・ 片付け ・ おやつ	・ おやつをいただきます。
9:30	・ 朝の会 ・ おむつ交換	・ クラスにて朝の会を行います。
10:00	・ 遊び	・ 室内で製作をしたり、音楽・お絵かき表現をして遊んだり、お天気の良い日には戸外（園外散歩）遊びを楽しんだりします。
10:45	（離乳食） ・ おむつ交換 ・ 手洗い ・ 昼食	・ 順次、月齢・年齢に合わせた食事をいただきます。
12:15	・ おむつ交換、着替え ・ 午睡	・ 音楽を聴いたり、抱っこや子守唄をうたってもらいながら入眠します。
15:00	・ 目覚め ・ おむつ交換、着替え	
15:30	・ 手洗い ・ おやつ ・ 室内遊び	・ 手作りおやつをいただきます。 ・ 落ち着いた遊びを中心としながら室内で過ごします。
16:00	・ 順次降園	・ 保育士と一緒に遊びながら、お迎えを待ちます。
18:30	閉園	 0歳児クラスは、それぞれの月齢に合わせた生活を大切にしています。

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「（保育所は子どもの）健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもいちご保育園が大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

◆登降園について



- * 登園は原則朝9時までにお願いいたします。
- * 病気等で欠席・早退・遅刻等がある場合は、朝9時までに保育園に電話を入れていただくようお願いいたします。
保育園に職員がいない場合は、留守番電話に用件を入れていただくようお願いいたします。
- * 迎えを代理に頼まれる場合は、前もって代理の方の名前・続柄を連絡してください。
連絡のない場合は安全の為、お子様をお渡しすることはできません
- * 登園、降園時のお子様の一人歩きは危険ですので、送迎は保護者の方が責任をもって、事故のないよう十分にお気をつけください。
- * お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園との信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

◆家庭との連絡



- * 保育園からのお知らせは、おたより袋に入れて持ち帰ります。
- * 連絡帳は、毎日よく見て忘れずに記入しお持ちいただくようお願いいたします。
- * 保育園より月に1度、園の様子や行事を記載した『園だより』を発行いたします。
その他、お手紙等も必ず目を通していただきますようお願いいたします。
- * お金の徴収が必要な場合は雑費袋を使用します。雑費袋は手渡しでお渡してください。
- * 勤務先・勤務時間・緊急連絡先・電話番号など変更がありましたら、必ず保育園にお知らせください。
- * お子さまの事でお気づきになったことや、心配なことがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

◆怪我の対応

- * すり傷や切傷など、ご家庭で対応できる程度の怪我の場合は、担任が手当てをいたします。
- * 肌に合わないなど、使用不可のものがありましたら個別にお知らせください。
- * 病院での対応が必要な場合は、保護者の方へご連絡し病院を受診します。
- * 急を要する場合には病院受診を優先させていただく場合もあります。
- * 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつiky ひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あります。



◆保健・衛生について

- * お子さまの体調に関して、家庭で変わったことがあったときは必ず、登園時に保育士にお知らせください。
- * 熱が 38.0℃以上となりましたら、保護者の方に連絡をさせていただきます。お子様の為に早急のお迎えをお願いいたします。
- * 熱が 38.0℃を超えない場合でも、お子様の状態により連絡をさせて頂く場合があります。
- * 保育園では原則として投薬はおこないません。やむを得ず薬を持参される場合は、「服薬について」の指示に従って下さい。
- * 伝染する病気にかかった場合は医師の診断のもとで治癒し、医師の「治癒証明書」をもらってから登園してください。（園に治癒証明書あります）
- * ご家族（保護者、兄弟など）が感染症にかかった場合も、お知らせください。
- * **爪はいつも短い状態にしてください。** 思わぬひっかき傷などにつながります。
- * 飾りのついたピンや髪ゴムなどは思わぬ怪我につながりますので使わないようにしましょう。（やむを得ず結ぶ場合は、切れにくいゴムを使用してください）

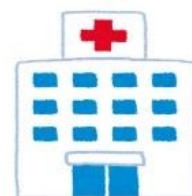


☆感染症の出席停止基準(保育園児)

病 名	登園停止期間
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
はしか(麻疹)	解熱後、3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
三日はしか(風疹)	発疹が消失するまで

水ぼうそう(水痘)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
プール熱(咽頭結膜熱)	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
急性出血性結膜炎	治癒するまで
その他疾病	※次の疾病については、医師が登園しても差し支えないと認めたとき。 <u>医師の口頭による確認でもよい。</u> ・ヘルパンギーナ ・突発性発疹 ・手足口病 ・りんご病(伝染性紅斑) ・水いぼ ・とびひ ・ヘルペス性菌肉口内炎(単純ヘルペス感染症) ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど) ・肺炎(マイコプラズマ、RS感染症など)
※上記以外にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診(相談)していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。	

◆園児の服薬について



本園では、原則として投薬はおこないませんが、やむを得ない場合に限り保護者の方に代わって投薬をします。慎重に対応していくために下記の事項について、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

1. 保護者からの“薬の依頼票”にもとづき対応いたします。
2. 病院の診察を受ける時は、お子さまが保育園に通園していること、**原則として薬の使用ができないことをお伝えいただき、できるだけ朝晩の薬に切り替えていただくようお願いください。**
3. 医師の指示のあった薬のみ対応いたします。**市販は不可**
4. 薬は1回ごとに分け、当日分のみ持参してください。(水薬は一回分を容器に入れる)
5. 薬の容器や袋にも記名をお願いします。
6. “薬の依頼票”と薬を一緒にして必ず**保育士に手渡し**してください。
7. 服用期間中は“薬の依頼票”を毎日提出してください。
8. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は、医師からの指示書を添付してください。なお、使用にあたっては、その都度保護者の方にご連絡しますので、ご了承ください。ただし、はじめて使用する座薬については、対応できません。
9. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎等)経過が長引くような病気の投薬や処置については、病院の指示書をもとにできる限りの対応をしていきたいと思えます。

◆保育園での健康管理について



1. 健康診断

嘱託医が下記のとおり健康診断を実施します。

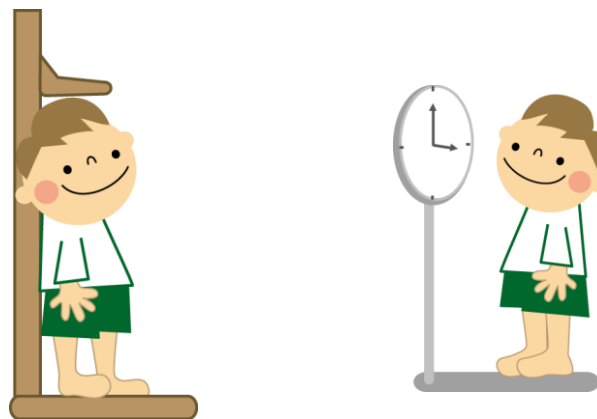
① 内科検診 年2回 ② 歯科検診 年1回

2. 身体測定

毎月1回身長・体重の測定を行います。

結果については、各児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。

※その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。



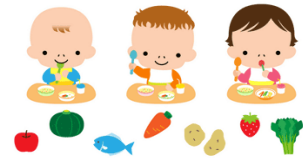
◆成長・発達について

お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

私どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、保育士が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

当園といたしましては、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、及び/または、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。

◆給食について

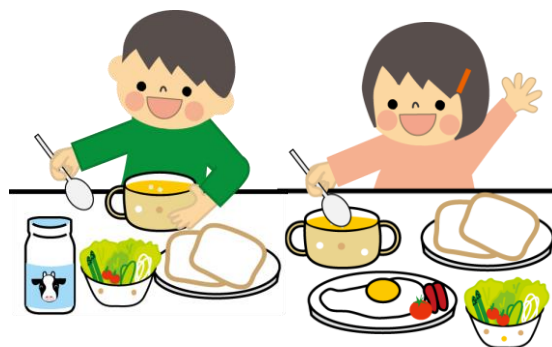


食事は保育の柱の一つです

1. 朝食は、一日のスタートのエネルギー源です。しっかり食べて登園しましょう。
2. 献立表は月末に配布いたします。
3. 0歳児は、粉ミルクや月齢に応じた離乳食です。保育園では初めて食べる食材は、まずお家で食べて頂き、変わった症状が出ないか確認していただいてから園にて食べることが基本です。また、1歳6ヵ月を目安に離乳食から一般食に移行します（相談しながら進めます）
4. おやつについて
0歳児 月齢に応じて水分補給のみまたはおやつ
1・2歳児 おやつは午前と午後に出ます
5. 月曜～金曜日の午後のおやつは手作りおやつです。
6. その日の給食を展示しています（離乳食は写真になります）のでご覧ください。
（食中毒警報が発令された場合は展示を中止します）
7. 給食休止の場合はおかず入り弁当をご持参ください。その際、お弁当やお弁当袋に記名をお願いします。
8. 食物アレルギーのあるお子さまはお申し出ください。

*楽しい食事 *おいしい食事 *感謝の食事 *みんなで食事

食を通して豊かな心を育て、心も身体も大きくなろう！





◆服装・持ち物について

1. 衣類、持ち物すべてに油性マジックで名前を記入してください。時々名前が消えていないか等の確認もお願いいたします。
2. 服装は、活動しやすく自分で着脱しやすいものにしましょう。また、**フードのついた衣類は引っかかりやすく危険を伴いますので、園では使用しないようにしてください。**
3. 衣類は常時補充をしてください。また、季節に応じて衣替えをお願いいたします。
4. 靴は履きやすく、足に合ったものにしましょう。(クロックス、サンダルは不可)
5. 園で必要のない物は持ってこないようにしましょう。

	毎日持ってくるもの	園に置いておくもの
0歳児	・ エプロン（食事用） 3枚 ・ おしぼり用タオル 3枚 ・ 授乳用ガーゼハンカチ（必要な方のみ） ・ 連絡帳	・ おむつ（1枚ずつ名前記入） 1袋 ・ おしりふき（名前記入） 1袋 ・ 帽子 ・ 着替え 常時3組程度（肌着・上着・ズボン等） ・ ビニール袋（名前記入） 1袋 （縦30×横22cm程度 Mサイズ）
1・2歳児	・ エプロン（食事用） 3枚 ・ おしぼり用タオル 3枚 ・ 連絡帳	・ おむつ（1枚ずつ名前記入） 1袋 ・ おしりふき（名前記入） 1袋 ・ 帽子 ・ 着替え 常時3組程度（肌着・上着・ズボン） ・ ビニール袋（名前記入） 1袋 （縦30×横22cm程度 Mサイズ）

*シーツ・帽子は週末に持ち帰ります。

***すべての持ち物に記名をお願いします。名前は、よく見えるところに書いてください**

*おむつとおしりふきは、残りが少なくなった時点で、お声をかけさせていただきます。



◆布団について



(0歳児)

1. 保育園の布団と、指定の敷シーツ(購入していただきます。)を使用します。
2. 布団は、保育園よりクリーニングに出します。(クリーニング代を年/700 円いただきます。)
3. シーツは、週末に持ち帰っていただき、洗濯して週明けに持ってきてください。
4. シーツが汚れたりした場合は、持ち帰っていただきます。
5. シーツ、上掛けには記名をお願いします。

(1・2 歳児)

1. 保育園でベッドを使用します。
2. シーツと上掛け(タオルケット又は、薄手の毛布)をご用意下さい。
3. シーツと上掛けは、週末に持ち帰っていただき、洗濯して週明けに持ってきてください。
4. シーツと上掛けが汚れたりした場合は、持ち帰っていただきます。
5. シーツと上掛けには、記名をお願いします。(★右図参照⇒)

※敷シーツ
・上掛け

名前を記入

◆苦情解決(利用者相談)システムについて

子どもさんの育児、しつけ等の不安や悩みごと、困りごと、又は園に対する苦情、ご意見、ご希望等いろいろなご相談に応じております。

どんな小さなことでも構いません。お気軽に、ご連絡ください。

また、園内の話し合いで解決が難しいようなケースの場合にも、第三者委員を設置し、苦情解決に努めることにしています。(直接第三者委員に連絡されても構いません。)

苦情受付担当者	五日市いちご保育園	主任	川本 沙織
苦情解決責任者	五日市いちご保育園	園長	森脇 住恵
第三者委員	對馬 香奈恵	ひかり総合法律事務所(082-228-3637)	

◆緊急時の引き渡し場所

○地震、火事などの緊急時には、原則としては 一時避難場所 五日市南小に避難いたします。
(状況により他の場所になることもありますので、ご了承ください。)

※緊急連絡先に則って連絡をいたしますのでお迎えのご協力をお願いいたします。



避難先

五日市南小

広島県広島市佐伯区

海老園三丁目 18-1

TEL:082-922-5138



◆虐待の防止のための措置について

○職員は、入所時の虐待が疑われる場合には、入所児の保護を第一に考え、関係機関、管轄自治体に早急に通報するものとします。

◆個人情報の保護について

○園児およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的・場合に必要最小限の範囲内において使用・提供致します。

1. 日々の様子や状況の記録・掲示をする場合
2. 幼稚園・保育園への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり、入園先の幼稚園・保育園との間で情報共有をする場合
3. 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報について、給付事務に利用する場合
4. 他の保育園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、それらの施設等との間で連絡調整を行う場合
5. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行う場合
6. その他、予め目的を特定した上、保護者等の同意を得て使用・提供する場合

※お願い※

保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例）医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。

各種園内行事の際に保護者の皆さまが撮影されたビデオや写真等の画像をブログやSNS等[インターネット上に掲載されませんよう](#)ご協力願います。



◆賠償責任保険の加入について

○保育園では、以下の保険に加入しています。

保険会社 共栄火災海上保険株式会社

保険の種類 施設賠償責任保険、普通傷害保険

※具体的な保険金額等についての詳細は、個別にお問い合わせください。

◆ご意見・ご要望対応窓口の設置について

○保育園では、サービス利用者(保護者)の方からの意見・要望・ご相談等の解決にあたり、中立・公平な第三者の関与を組入れ、社会性や客観性を確保することにより、相互の信頼性を高め、適切な苦情解決に努めるため、第三者委員会を設置しています。

1. 五日市いちご園 相談苦情対応

- ・相談苦情対応受付担当者 主任 川本 沙織
- ・相談苦情対応解決責任者 園長 森脇 住恵
- ・第三者委員（弁護士） 對馬 香奈恵

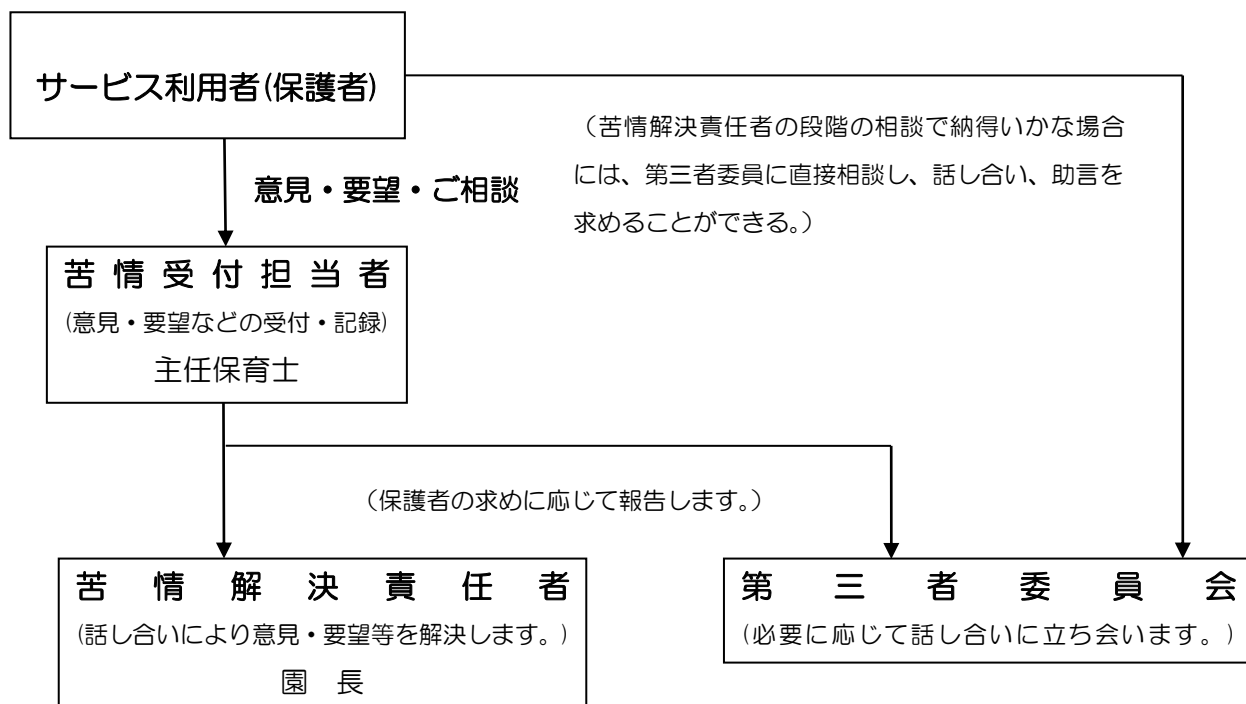
2. 受付方法

面接、文書、電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

○ 当保育園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります

- ・区市町村担当部課名 広島県社会福祉協議会
- ・所在地 広島市南区比治山本町12-2
- ・TEL 082-256-2226

* 苦情対応の為の第三者機関について



※第三者委員とは苦情を苦情受付担当者から受け、日常的な状況把握と意見傾聴を行う者です。また、苦情に対する意見を苦情受付担当者や苦情解決責任者に通知、助言を行います。

※相談解決の結果(改善事項)は、苦情解決責任者から報告いたします。
その他、不明な点がございましたら、お気軽に保育園までお知らせください。

◆年間行事予定

月	行事
4月	入園・進級のつどい
5月	子どもの日のつどい
6月	
7月	七夕の会
8月	夏祭り・すいか割り
9月	個別懇談
10月	ハロウィンパーティー・園外保育参観
11月	ピクニックごっこ
12月	クリスマス会
1月	新年おめでとう会
2月	節分の会・リトミック参観
3月	ひなまつり会・お別れ会・卒園の会

赤で記載している行事が保護者の方に参加を依頼する行事です。

※毎月の行事として、英語教室、身体測定、避難訓練、第1、第3月曜日にリトミックを実施します。

第2、第4水曜日 プレイルーム開放（地域向け）

※その年の社会情勢等により変更する場合がございます。

